



平成25年度 呉市立呉高等学校 総合学科 入学者選抜(Ⅱ)実施要項

〒 737-0003 呉市阿賀中央5丁目13-56
TEL (0823)72-5577(代)
FAX (0823)74-3501
<http://www.kure-city.jp/~kurek/>

1 選抜の趣旨

本校を志望し、高等学校における教育を受けるに足る能力・適性等を有する者を「平成25年度広島県公立高等学校入学者選抜実施要項」及び「平成25年度呉市立呉高等学校入学者選抜の基本方針」に基づいて選抜する。

2 課程及び学科

全日制課程 総合学科

3 教育課程

本校では、1年次に必修科目や将来の職業選択を視野に入れた自己の進路への自覚を深める学習を用意している。それに基づいて、2・3年次には、生徒一人一人が、進路希望や興味・関心に応じて、自己実現に向けた学習ができるように多くの選択科目を用意している。

4 募集

(1) 通学区域

広島県一円

(2) 出願資格

次のいずれかに該当するものが出願できる。

ア 中学校を卒業した者

イ 平成25年3月に中学校を卒業する見込みの者

ウ 学校教育法施行規則(以下「施行規則」という。)第95条各号のいずれかに該当する者

エ 平成25年3月に施行規則第95条第1号又は第2号に規定する課程を修了する見込みの者

(3) 募集定員

入学定員(160人)から選抜(I)による入学確約書を提出した者の数を除いた人数

5 出願

(1) 方式

志願者は、公立の二つ以上の高等学校、課程、学科・コースを併願することができない。

(2) 提出書類と期間及び方法

ア 入学願書

(ア) 期間 平成25年2月14日(木)から2月19日(火)正午まで(ただし、日曜日及び土曜日を除く。)

(イ) 方法 郵便により提出する場合には、志願者名簿1部を返送するための封筒(必要な料金分の郵便切手を貼ること。)を同封の上、簡易書留郵便により、2月18日(月)までに必着するよう提出すること。

イ 入学者選抜願・入学者選抜料

(ア) 期間 平成25年2月21日(木)から2月25日(月)正午まで(ただし、日曜日及び土曜日を除く。)

(イ) 方法 原則として、持参により提出するものとする。やむを得ず郵便により提出する場合には、受検票を返送するための封筒(必要な料金分の郵便切手を貼ること。)を同封の上、簡易書留郵便により、2月22日(金)までに必着するよう提出すること。ただし、本校に志願変更を行った場合は、郵便による提出を認めない。

ウ 調査書等

(ア) 期間 平成25年2月21日(木)から2月26日(火)正午まで(ただし、日曜日及び土曜日を除く。)

(イ) 方法 郵便により提出する場合は、簡易書留郵便により、2月25日(月)までに必着するよう提出すること。ただし、本校に志願変更を行った場合は、郵便による提出を認めない。

エ その他

郵便により当該の書類等を提出した中学校長は、郵送後、電話により速やかに本校校長へ郵送した旨の連絡を行うこと。

(3) 手続

ア 志願者

(ア) 志願者は、次の書類等を出身中学校長を経由して本校校長へ提出する。ただし、中学校卒業後5年を超える者については①から③までの書類等及び卒業証明書を、本校校長へ直接持参により提出するものとする。

① 入学願書(様式第1号)

② 入学者選抜願(様式第2号)及び受検票(様式第3号)

③ 入学者選抜料 2,200円

(入学者選抜料 2,200円を 呉市指定の納付書(中学校から本校に希望数を依頼すること。)により、指定金融機関等で納入し、「納入通知書兼領収証書」(領収印のあるもの)を入学者選抜願の裏面に、受検票にかからないように注意して貼ること。)

なお、入学願書、入学者選抜願及び受検票は広島県教育委員会が用意したものを使用すること。

(イ) 次の志願者で、特別措置を希望する者は、入学者選抜に関する特別措置願(様式第4号)を入学願書に添付すること。

① 英語の実音聴取による受検が困難な者

② 拡大した学力検査用紙を必要とする者

③ 中学校在学中に英語を履修しなかった者

④ 代筆による解答を必要とする者

⑤ その他の特別措置を希望する者

(ウ) 点字検査用紙を必要とする者については、入学者選抜に関する特別措置願(様式第4号)を平成24年12月3日(月)までに広島県教育委員会に提出し許可を得ること。

(エ) 不登校等特別の事情のある者は、自己申告書(様式第18号)を本人が記入し、提出することができる。

なお、中学校卒業見込者及び卒業後5年以内の者については、封をした上で、出身中学校長に提出するものとする。

イ 出身中学校長

(ア) 志願者の提出した入学願書、入学者選抜願及び受検票の記載事項等に誤りがないことを確認の上、志願者名簿(様式第13号)を2部作成(1部はコピーでも可)し、所定の期間内に本校校長へ提出する。

(イ) 出身中学校長は、次の①から③までの調査書等を作成し、所定の期間内に本校校長に提出する。

ただし、平成24年3月以前の卒業者については、②及び③の書類は提出しなくてよい。

① 施行規則第78条の規定による志願者の調査書(様式第8号)

② 第3学年の全学級の評定(成績評点)一覧表(様式第10号)

③ 評定(成績評点)集計表(様式第12号)

(ウ) 出身中学校長は、志願者から自己申告書が提出された場合、これを調査書等とともに所定の期間内に本校校長に提出する。

(エ) 県外からの志願者については、出身中学校の所在する都道府県教育委員会が定めている調査書の様式によって提出することができる。

(4) 志願者数の公表

志願者数の公表は、次のとおり、本校掲示板及び学校ホームページへの掲載により行う。

ア 平成25年2月19日(火)正午現在の志願者数を同日16時に公表する。

イ 2月21日(木)16時現在の志願者数を同日16時30分に公表する。

ウ 2月22日(金)16時現在の志願者数を同日16時30分に公表する。

エ 2月25日(月)正午の志願者数を同日16時に公表する。

(5) 県外等からの出願

ア 次の(ア)又は(イ)に該当する者は、入学願書提出前に、必要書類をイ～エにより、呉市教育委員会に提出し、県外等からの出願許可を受けなければならない。

(ア) 出願時において、保護者の住所が広島県外にある者(県外居住者及び海外居住者)で、入学許可までに、広島県内に保護者が居住する予定の者。

(イ) その他(ア)に準ずる者。

イ 提出書類 「平成25年度広島県公立高等学校入学者選抜実施要項」別表第1(p81)による。

ウ 提出期間 平成24年12月20日(木)から平成25年1月11日(金)正午まで(ただし、日曜日、土曜日、祝日及び12月29日から1月3日の期間を除く。)

やむを得ず簡易書留郵便により提出する場合は、1月10日(木)必着とする。この場合、郵送した旨を速やかに呉市教育委員会へ電話で連絡すること。

エ 提出先 呉市教育委員会学校教育課 〒737-8509 呉市中央6丁目2番9号 TEL (0823)25-3457

オ 結果の通知 審査の後、中学校長へ通知する。

カ ウの提出期限後に、保護者の転勤等が生じたことによって県外等からの出願許可が必要となる志願者は、ウの提出期限を2月18日(月)正午までとし、入学願書等の提出期限は2月25日(月)正午までとする。

なお、その後は前居住地の高等学校に合格後、転入学試験を受験することができる。

(6) 志願変更

志願変更を希望する者は、次により入学願書の取下げを1回に限り行うことができる。ただし、取下げ後、再び本校へ出願することはできない。また、入学者選抜願の提出後は入学願書の取下げはできない。なお、中学校卒業後5年を超える者については、次のイの手続きは、出身中学校長を経由せずに行うこととする。

ア 期間 平成25年2月21日(木)から2月25日(月)正午まで(ただし、日曜日及び土曜日を除く。)

郵便による取下げ(本校からの返却)及び再提出はできない。

なお、受付時間は最終日以外は9時から16時までとする。(12時から13時の間を除く。)

イ 手続 志願変更願(様式第19号)に必要事項を記入し、出身中学校長を経由して本校校長に提出し、さきに提出した入学願書の返却を受けること。

(7) 再提出

出身中学校長は、再提出された入学願書を所定の期間内に本校校長に提出する。

6 選 抜

(1) 方針 選抜は、「平成25年度呉市立呉高等学校入学者選抜の基本方針」に基づき行うものとする。

(2) 受検場所 呉市立呉高等学校

(3) **一般学力検査等(志願者全員に対して行う。)の実施期日、教科及び時間割等**

3月6日(水)			3月7日(木)		
時 限	時 刻	検査教科等	時 限	時 刻	検査教科等
	9:00~9:20	集合・注意		~8:55	着 席
第1時限	9:30~10:20	国 語	第1時限	9:00~9:50	理 科
第2時限	10:40~11:30	社 会	第2時限	10:10~11:00	英 語
第3時限	11:50~12:40	数 学			

ア 検査開始後20分以上遅刻した者は、原則としてその時限の受検はできない。

イ 第2日は、8時55分には各教室の各自の席に着席していること。

(4) 受検者の携行品

検査場内の各自の席には、受検票、鉛筆、鉛筆削り、消しゴム、定規(分度器のついたもの及び三角定規は不可)、時計(計算機能又は英和和英機能付のものは不可、アラーム機能付のものも不可)のほかは携行できない。また、これらについても検査問題の解答上有利と考えられるものは使用できない。

万一、検査開始後に、検査場内に携帯電話等持込みを認められていないものを持ち込んでいることが発覚した場合には、不正行為とみなして退室させ、それまでの受検は一切無効とするとともに、その後の受検も認めない。

なお、本校は土足禁止のため、上履きを持参すること。

(5) 個人面接

中学校過年度卒業の志願者には、平成25年3月7日(木)学力検査終了後、個人面接を行う。

7 合格者の決定

本校校長は、一般学力検査の点数、調査書の学習の記録の合計評点並びに調査書中の学習の記録の観点別学習状況、特別活動の記録、総合的な学習の時間の記録及び他の記載事項等によって総合的に判断して合格者を決定する。

(1) 学力検査については、受検者全員について傾斜配点(数学と英語で倍率は2倍)を行う。

(2) 入学定員の10%は学力検査の成績を重視する。学力検査対調査書を、7対3とする。

(3) 面接を実施した場合にあっては、その結果を加えて、総合的に判断して決定する。

(4) 志願者から自己申告書(様式第18号)が提出された場合は、これを選抜資料に加えて、総合的に判断して決定する。

8 合格者の発表

選抜(I)及び選抜(II)の合格者の発表を次のように行う。

(1) 日 時 平成25年3月13日(水)13時30分

(2) 場 所 呉市立呉高等学校掲示板及び学校ホームページ

ア 学校ホームページのアドレス <http://www.kure-city.jp/~kurek/>

イ 学校ホームページへの掲載期間 (開始日時)平成25年3月13日(水)13時30分

(終了時刻)平成25年3月14日(木)12時00分

(3) 電話による可否の問い合わせには応じない。

(4) 合格者には本校において「合格通知書」及び「請書・辞退届」を本人に直接交付する。(受検票と印鑑が必要なので持参すること。)

「請書・辞退届」は、平成25年3月14日(木)正午までに提出すること。

(5) 繰上げ合格の実施

合格者発表の後、入学辞退による欠員が生じた場合、辞退者数を超えない範囲で、繰上げて合格者を決定する場合がある。なお、その場合には、3月14日(木)16時まで、中学校長を経由して受検者本人に連絡する。

9 帰国生徒等の特別入学に関する選抜

(1) 入学定員 2名以内とする。

(2) 出願資格 出願手続及び学力検査等は、「平成25年度広島県公立高等学校入学者選抜実施要項」による。

10 選抜(II)における学力検査の結果及び調査書の評定に係る簡易開示

(1) 開示内容

ア 一般学力検査における各教科の得点及び合計

イ 調査書における必修教科の各教科・各学年の評定、計及び合計

(2) 開示請求対象者

選抜(II)の受検者のうち不合格者(本人及びその法定代理人)

(3) 本人等であることの確認

「平成25年度広島県公立高等学校入学者選抜実施要項」82ページの別表第2に示す書類の提示により確認する。なお、受検票は本人を確認する書類の一つとなるので、受検終了後も大切に保管しておくこと。

(4) 開示期間

平成25年3月22日(金)から4月22日(月)までとする。(ただし、日曜日、土曜日及び学校が定める振替休日等を除く。)

受付時間は原則として9時から16時までとする。(12時40分から13時25分までの間を除く。)

(5) 開示場所

本校(受付窓口は事務室)

11 選抜(III)

(1) 実施の有無は、平成25年3月15日(金)10時に校内に掲示する。

(2) 実施の場合は、「平成25年度広島県公立高等学校入学者選抜実施要項」及び「平成25年度呉市立呉高等学校入学者選抜の基本方針」に基づいて行う。

(3) 通学区域は、広島県一円とする。

12 その他

(1) この要項に記載した以外のことについては、全て「平成25年度広島県公立高等学校入学者選抜実施要項」及び「平成25年度呉市立呉高等学校入学者選抜の基本方針」に基づいて行う。

(2) 志願については、虚偽の事実があることが確認されたときは、入学許可後であっても、入学を取り消すことがある。